

新見市立刑部小学校 いじめ問題対策基本方針

平成26年3月策定 令和6年4月1日改訂

いじめに関する現状と課題

- ・令和5年度、本校でのいじめの認知件数は2である。からかったり、悪ふざけたりする事例が主である。
- ・いじめまでには発展していないが、友達をからかったり、特別教室や校庭などに落書きがあったりした。
- ・廊下を走ったり、集合時刻に遅れたりするなど、集団で生活するためのきまりが守れていないときがある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも、担任等も参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。
- ・全教育活動を通じて、いじめの未然防止のための人権意識の高揚や、自尊感情を高め、他者を思いやる心情の伸長を図る。
- ・日頃から児童一人一人の内に迫ることができるよう信頼関係づくりに努め、児童対象の定期的な教育相談期間を設ける。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針を愛宕会総会で説明し、学校のいじめ未然防止の取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校運営協議会や学校支援ボランティアの協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等について、啓発を図るためPTA対象の研修会を実施する。
- ・ホームページや学校だより、学級だよりで人権週間の取組など、学校・学年でのいじめ未然防止の具体的な取組を紹介し、家庭や地域の協力を得る。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催（6、11、2月）

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議で全教職員に周知
- ・緊急の場合は終礼等で伝達

<構成メンバー>

- ・校外
愛宕会会長、主任児童委員
- ・校内
校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、担任、教育相談担当者

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・新見市教育委員会

<連携の内容>

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ（SSW・SC等）の派遣

<学校側の窓口>

- ・教頭

<連携機関名>

- ・新見警察署

<連携の内容>

- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催

<学校側の窓口>

- ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

◎自尊感情の育成及び他者を思いやる心の育成

- ・道徳や学級活動等で、自分を振り返り、自分のよさを認め、自信をもって学習や学校生活に臨むことができるようにする。
- ・他者のよさについても気づき、互いの個性を尊重しようとする心情と態度を育てる。

（その他の例）

○教員研修（職員会議、終礼等）

- ・いじめの未然防止、早期発見に係る研修を行う。
- ・毎月1回、児童の様子を話し合う「児童理解」の場を設け、児童の成長や変化について全職員で共通理解を図る。

○児童会活動

- ・いじめについて考える週間において児童会主催の、児童自らが考え企画する集会活動を行う。

○居場所づくり

- ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、児童一人一人が活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学級・学校づくりを進める。

② 早期発見

◎定期的なアンケート調査等の実施による実態把握

- ・児童の実態把握のためのアンケートを年間3回実施するとともに、年間2回の個別の教育相談を行う。また、年間2回の保護者個別懇談を活用し、児童の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。

（その他の例）

○相談体制の確立

- ・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく言葉かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。

○情報共有

- ・毎日の終礼時での気になる児童の報告や職員会議に「児童理解」の場を設け、全教職員が児童の情報について共有する。

○家庭への啓発

- ・積極的ないじめの認知につながるよう、夏季休業前や人権週間等を利用して、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを紹介し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③ いじめへの対処

◎教職員の組織的な対応と関係機関との連携

- ・いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに対応する。また、教育委員会へ報告をし、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。

（その他の例）

○いじめの有無の確認

- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。

○いじめを受けた児童への支援

- ・教育相談等によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及び保護者に対して支援を行う。

○いじめた児童への指導

- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切且つ毅然と対処するとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係が育まれるように指導を行う。